

寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年8月

目次

第1章 はじめに（総論）

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	行動計画の作成	2

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1	対策の目的	4
2	対策の基本的な考え方	5
3	対策実施上の留意点	7
4	発生時の被害想定等	8
5	対策推進のための役割分担	10
6	町行動計画の主要6項目	13
	（1）実施体制	14
	（2）情報の収集・提供・共有	17
	（3）予防・まん延防止	18
	（4）予防接種	19
	（5）医療	24
	（6）町民生活・地域経済の安定の確保	25
7	行動計画実施上の留意点	25
8	発生段階	26
	町各行動計画の発生段階と県・国における発生段階の対応表	26

第3章 各段階における対策

1	未発生期	28
2	海外発生期	33
3	県内未発生期	37
4	県内発生早期	43
5	県内感染期（感染拡大～まん延～減少）	48
6	小康期	54

<別添>

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	57
---------------------------	----

<参考資料>

用語の解説	58
-------	----

第1章 はじめに（総論）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ（⇒用語解説P60）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス（⇒用語解説P58）とはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）（⇒用語解説P62）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症（⇒用語解説P60）の中にも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理に関わる重要な課題として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性（⇒用語解説P62）が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関（⇒用語解説P59）、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策として、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受

け、平成21年（2009年）2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）（⇒用語解説P60）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計された。入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率（⇒用語解説P60）は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を平成25年（2013年）6月7日に作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、神奈川県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、平成25年（2013年）8月26日に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を作成した。

県行動計画は、神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものである。

第1章 はじめに（総論）

町においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年8月に、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的とした「寒川町新型インフルエンザ対策行動計画」を作成したが、このたび、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、「寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を作成する。

町行動計画は、寒川町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する措置等を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

今後、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、見直す必要がある場合は、適時適切に町行動計画の見直しを行うものとする。

なお、鳥から人へ感染した鳥インフルエンザ（⇒用語解説P61）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、町行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、神奈川県、そして町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが罹患するとしても、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供が可能な容量（キャパシティ）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

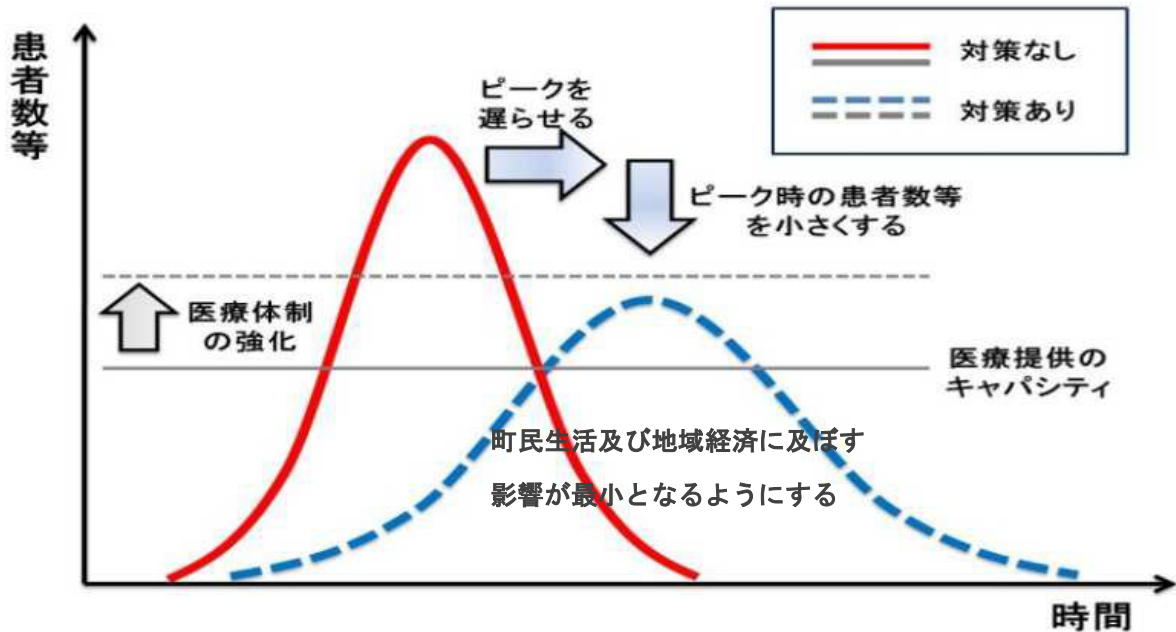
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行の最盛期を遅らせ、医療体制の整備やワクチン（⇒用語解説P62）を製造するための時間を確保する。
- ・ 流行の最盛期の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果・概念図＞



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、別の対策を実施する必要性が生じた際に柔軟な対応ができなくなるなどのリスクを背負うことになりかねない。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じた様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見や国、県、近隣市町の対策も視野に入れながら、町の地理的な条件、人口分布、交通機関等の状況、医療体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、実行可能性及び対策そのものが町民生活や地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画に記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

＜対策の柱＞

- ・ 発生前の段階では、予防接種体制の構築、町民に対する啓発、事業継続計画の策定、火葬・埋葬を円滑に行うための体制整備、県や他市町村等との連携など、発生に備えた準備を周到に行う。
- ・ 国外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として、迅速な対策を実施する。
- ・ 国内の発生当初の段階では、適切な情報提供や、県が病原性に応じて行う不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限等の措置に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- ・ 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力をする必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが予想される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県や関係機関と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請を始めとした接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬（⇒用語解説P59）等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行う。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討する。

事業所の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度

低下する可能性を許容すべきことを町民に周知する。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性の高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策の徹底を図る。

3 対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、風評被害や差別等につながることをないよう十分な配慮をする。

また、県が行う措置等の実施への協力に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。（特措法第5条）

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

<県の実施する措置>

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）
- ・ 不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）
- ・ 緊急物資の運送等（特措法第54条）
- ・ 特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々

な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも必ずこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）寒川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、町域における新型インフルエンザ等対策に関する総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。（特措法第36条）

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

(1) 発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率（⇒用語解説P61）となり、甚大な健康被害を引き起こすことが懸念される。

町行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討する。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など、多くの要因に左右されるため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確

に予測することは不可能である。

国及び県では、それぞれの行動計画の作成に際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率（⇒用語解説P62）については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国及び県が推計した流行規模を基に、町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

なお、この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

＜寒川町における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算＞

	寒川町		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約4,800人～ 約9,300人		約92万人～ 約177万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約195人	～約740人	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約60人	～約235人	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

※1 寒川町、神奈川県、全国は、年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)データにより試算。

※2 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染

症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、次のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）に最盛期を作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・最盛期（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進するが、その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

<国が担う主な項目>

- ・基本的対処方針の作成
- ・海外発生時の水際対策
- ・緊急事態宣言に係る公示
- ・ワクチン及び抗インフルエンザ薬の備蓄

- ・ 特定接種の実施
- ・ 住民接種の実施の判断
- ・ 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（ワクチン等の緊急物資の運送の要請、医薬品・食品等特定物資の売渡しの要請など）
- ・ 金銭債務の支払い猶予等に関する措置

（2）地方公共団体の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

ア 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村の対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。

＜県が担う主な項目＞

- ・ まん延防止に関する措置（特定接種・住民接種の実施への協力、不要不急の外出の自粛の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請など）
- ・ 抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・ 医療の提供体制の確保に関する措置（医療関係者への医療及び特定接種・住民接種の実施の要請、薬品・医療機器の配送・運送の要請、臨時の医療施設の開設及び開設のための土地の使用など）
- ・ 帰国者・接触者外来（⇒用語解説P59）及び帰国者・接触者相談センター（⇒用語解説P59）の設置
- ・ コールセンターの設置
- ・ 県民生活及び県民経済の安定に関する措置（ワクチン等緊急物資の運送の要請、医薬品・食品等の売渡し要請、生活関連物資の価格の安定など）
- ・ 緊急時の埋葬・火葬の体制整備

イ 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

<市町村が担う主な項目>

- ・自らの職員に対する 特定接種の実施
- ・住民接種の実施
- ・事業者の登録申請受付
- ・住民相談窓口の設置
- ・住民生活及び地域経済の安定の確保（生活関連物資の価格安定、要援護者への生活支援、遺体の火葬及び遺体安置体制の確保、対策物資・資材の備蓄、水の安定供給など）
- ・国及び県が実施する措置等への協力

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要であることから、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者（⇒用語解説P61）の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエン

ザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であることから、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

（6）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項・第2項）

（7）個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザに関する情報や、発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄をするよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

6 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報の収集・提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)町民生活・地域経済の安定の確保」の6項目に分けて示す。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、町の危機管理問題として取り組む必要がある。

このため、町としては、国、県、他市町村、事業所と連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

町は、新型インフルエンザ等が発生する前において「寒川町新型インフルエンザ等対策会議」（以下「町対策会議」という。）及び「寒川町新型インフルエンザ等連絡会議」（以下「町連絡会議」という。）を適宜開催し、関係部署等が連携協力して新型インフルエンザ等対策における課題等を検討するなど、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部長が特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、町は、町長を本部長とする町対策本部を直ちに設置（特措法第34条第1項）し、政府対策本部の基本的対処方針及び県の対処方針等に基づき必要な措置を講じるとともに、町の対処方針、対策等を決定し、総合的な新型インフルエンザ等対策を実施する。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、町は、町行動計画の作成及び発生時等に際し、医学・公衆衛生の関係者等から、適宜専門的意見を聴くこととする。以上を踏まえ、町の実施体制を次のとおり定める。

ア 寒川町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、特措法第34条に基づき町長を本部長とする町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

イ 寒川町新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において、町対策会議を設置し、新型インフルエンザ等に関する情報収集及び発生時の対策を協議し、決定を行う。

議長：副町長
副議長：企画政策部長
委員：総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、
都市建設部長、拠点づくり部長、教育委員会教育次長、
消防本部消防長、議会事務局長
事務局長：危機管理課長
事務局：危機管理課員

ウ 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

新型インフルエンザ等に関する情報収集及び発生時の対策について、その未発生時期から具体的な協議及び検討を行うための組織として、町連絡会議を置く。

議長：企画政策部長
副議長：健康子ども部長
委員：企画政策課長、総務課長、危機管理課長、福祉課長、子ども青少年課長、
高齢介護課長、健康・スポーツ課長、環境課長、産業振興課長、
教育委員会教育総務課長、教育委員会学校教育課長、消防本部予防課長
事務局長：危機管理課長
事務局：危機管理課員

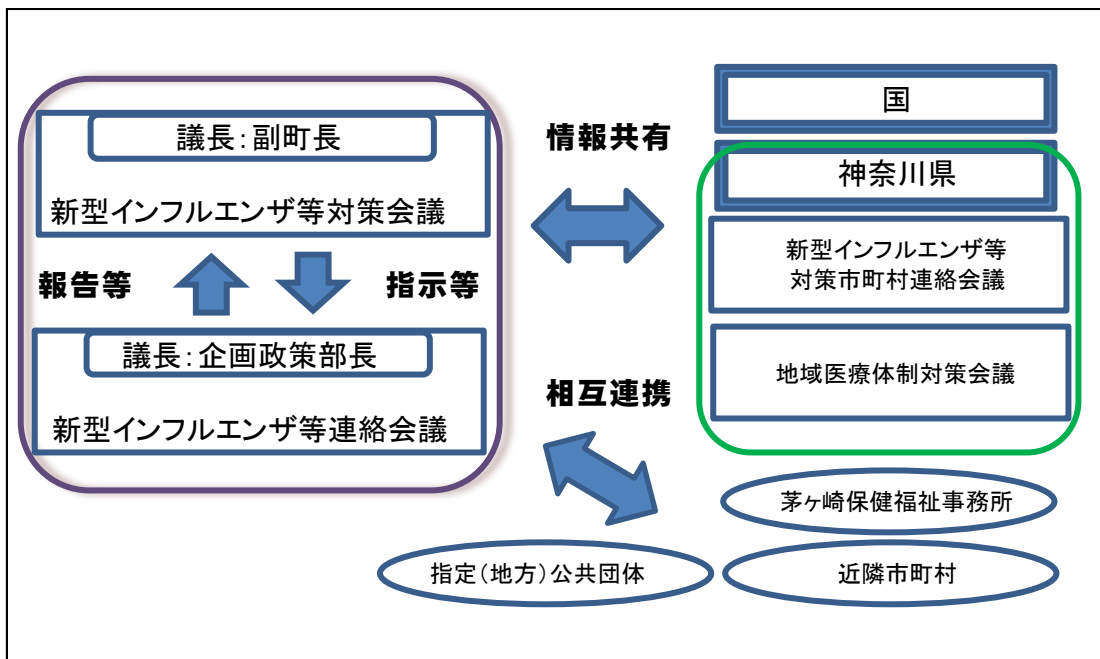
エ 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

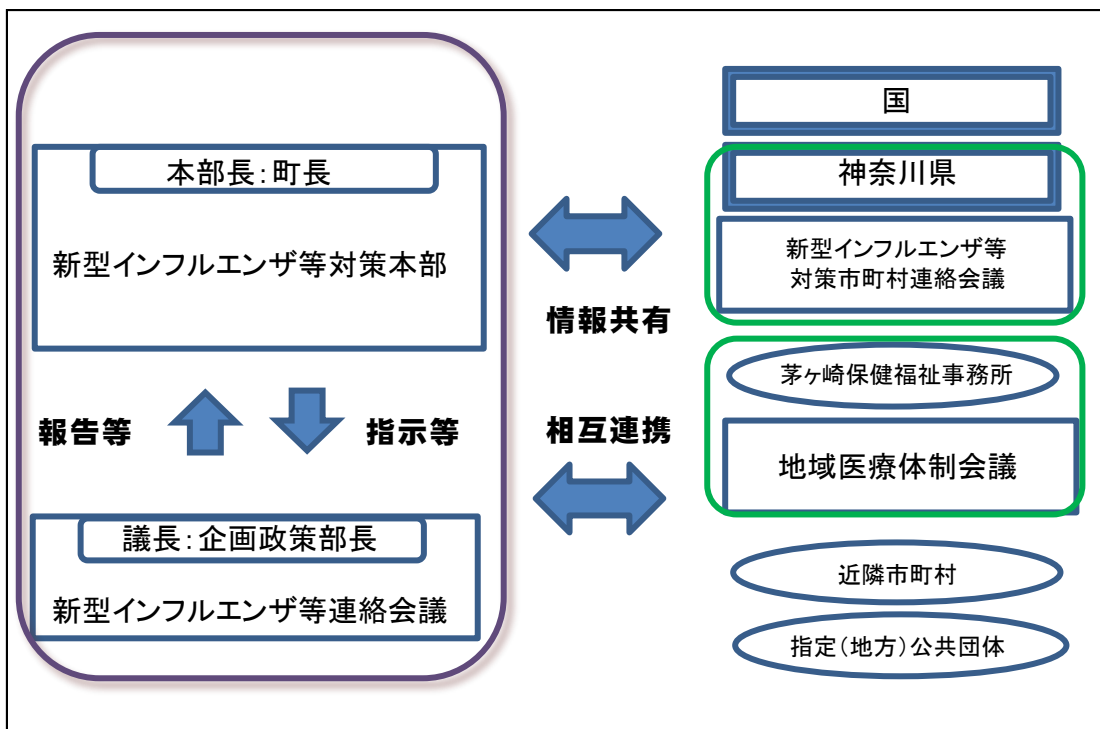
オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」（以下「市町村連絡会議」という。）に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬又は火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【未発生期の実施体制図】



【海外発生期以降の実施体制図】



(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、様々な情報を国、県及び関係機関等から系統的に収集し、効果的な対策につなげることが重要である。そのためにも、国及び県の実施するサーベイランス（⇒用語解説 P59）に注目し、適宜、協力をする必要がある。

イ 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人のそれぞれが役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報の共有や受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

ウ 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であるため、次の点に留意し、できる限り迅速に、受け取り手に応じた情報提供を行う。

- ・ ホームページ、広報紙等様々な媒体を活用
- ・ 町民が理解しやすい内容
- ・ 可能な限り多言語による提供
- ・ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮した手法

エ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、各部局が連携して、児童、生徒等に対して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染したこと

について患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

オ 発生時における町民への情報提供及び共有

町は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、町民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。また、県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置することを、併せて周知する。

情報提供に当たり、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

カ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、情報発信・情報収集担当者が適時適切に情報を提供する。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行の最盛期をできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行の最盛期の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変

化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止策

(ア) 個人における対策

町内における発生初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県は新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者（⇒用語解説 P61）に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法に基づく措置や、新型インフルエンザ等の緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う（特措法第45条第1項）ことから、町はこれに対し、適宜協力する。

(イ) 地域・職場における対策

国内発生の初期段階から、職場における感染対策の徹底など季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みのワクチンの一部を用いて有効性及び安全性についての臨床研究を推進することから、町は国及び県の動向を注視する。

イ 特定接種及び接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することから、町は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種 ii) 特定接種 抜粋

ii -1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

(1) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、① 医療関係者、② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④ それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii -2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

ウ 住民接種及び接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、

発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとされている。このことから、町は国や県、近隣市町や医師会、薬剤師会等関係機関との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種 iii)住民接種 抜粋

iii -1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- (1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- (2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- (3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し決定する。

町は、この判断を注視し予防接種を実施する。

オ 医療関係者に対する要請

町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う（特措法第31条第5項及び第46条第6項）よう、県に求めていく。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながることから、新型インフルエンザ等の流行の規模に応じた医療体制を確保する。

イ 発生前における医療体制の整備

県の設置する、二次医療圏等の県域を単位とした、保健福祉事務所又は保健所を中心とする各団体等関係者からなる対策会議に参加する等、関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における医療体制の整備推進に協力する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関（⇒用語解説P58）等に入院措置を行う。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、県内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療が行われる。町は、県の要請に応じ相談窓口を設置し、発生国から帰国した者や接触者について、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」につないでいく。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられるため、町はこれを町民に周知する。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、県が重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保が図られる。

エ 抗インフルエンザウイルス薬等

国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしている。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。

このため、町は、抗インフルエンザウイルス薬の確保の方法等について、国の動向を踏まえ、県と連携しながら協議及び調整を行うとともに、流通状況を注視する。

（6）町民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に町民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめることができるよう、特措法に基づき事前に準備を行う。

また、一般事業者においても、事前の準備を行うよう働きかける。

7 行動計画実施上の留意点

（1）計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、随時適切に町行動計画を見直す。

（2）訓練の実施

町行動計画を実効性あるものとするためには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があることから、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を町行動計画に反映

させる。(特措法第12条)

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め状況変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から海外での発生、国内での発生、まん延を経て小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

しかし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を6つに分類し、その移行については、県対策本部が決定することとされている。

町においても、県行動計画の分類に合わせて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期の6つに分類し、段階に応じた対策をするものとする。

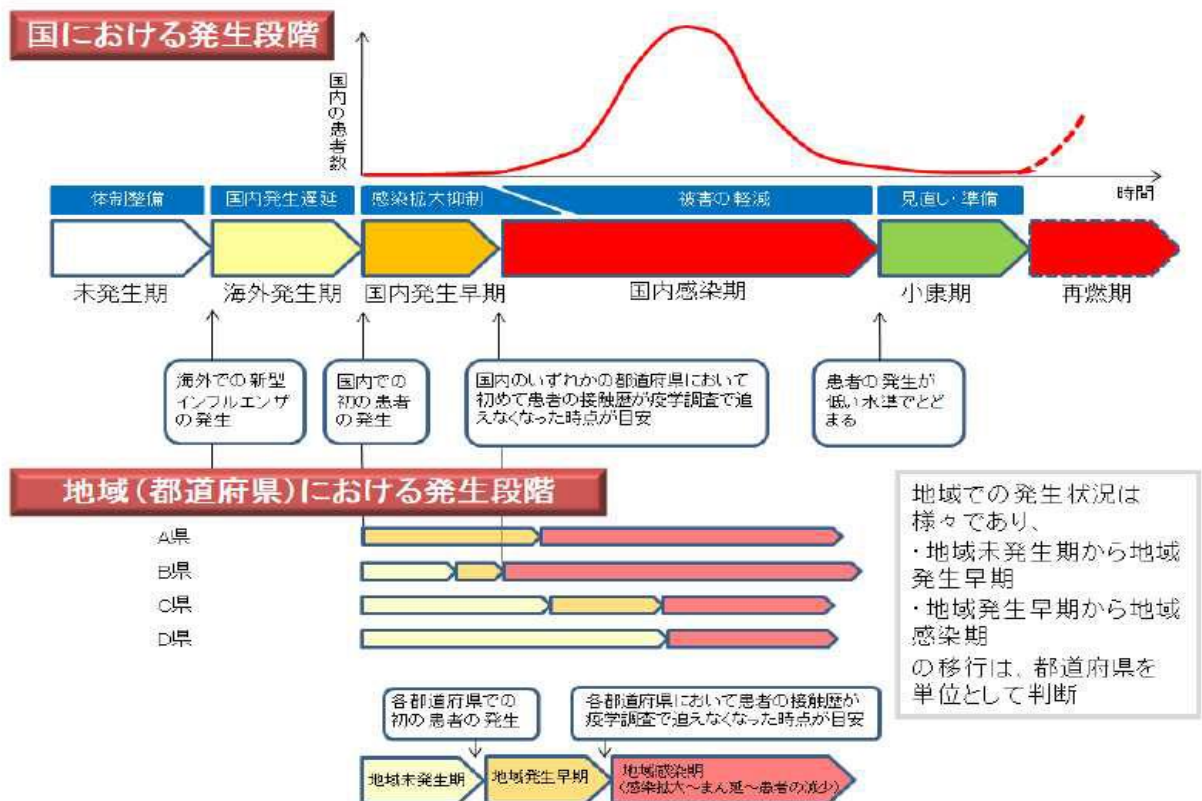
＜町行動計画の発生段階と県・国における発生段階の対応表＞

町行動計画の発生段階	県行動計画の発生段階	国における発生段階
	未発生期	
	海外発生期	
県内未発生期		国内発生早期
県内発生早期		
県内感染期		国内感染期
	小康期	

＜発生段階＞

町行動計画の発生段階	町内の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態		国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態		国内感染期 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者の減少		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況。

【目的】 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

ア 行動計画等の作成

町は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、計画策定後は必要に応じて適宜見直しを実施する。

イ 体制の整備及び関係機関の連携強化

町は、取組体制を整備・強化するために新型インフルエンザ等対策に係る各種会議等の枠組みを通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対策の準備を進める。

(ア) 寒川町新型インフルエンザ等対策会議

副町長を議長とする町対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各部署が連携・協力して必要な対策を総合的に推進するための課題を、総合的かつ具体的に検討する。

(イ) 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

企画政策部長を議長とする町連絡会議を設置し、町対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を協議・検討し、具体的に推進する。

(ウ) 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する市町村連絡会議に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する普及啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(オ) 訓練の実施

町は、町行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、町の防災訓練との連携に配慮する。（特措法第12条）

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集<危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、国、県及び関係機関から、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、学校教育課、関係課>

町は、次の情報について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供

を行う。特に、学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、日頃から児童・生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策

(イ) マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策

(ウ) 鳥インフルエンザの情報

ウ 情報共有<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部局間の情報共有体制を構築し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口の設置準備<危機管理課、健康・スポーツ課>

新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じて提供する情報の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

また、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口の設置準備を進める。

(3) 予防・まん延防止<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、

産業振興課、学校教育課、消防本部予防課、関係課>

ア 個人・学校等における対策の普及

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用・咳エチケット等といった基本的対策について理解促進を図る。
- ・学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する「不要不急の外出の自粛要請」についての周知を図る。

イ 地域対策・職場の周知

- ・町は、県が実施する職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、県が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知の準備に協力する。

ウ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する積極的疫学調査（⇒用語解説P61）等について、国や県等との連携を強化する。

（4）予防接種

ア 特定接種 <健康・スポーツ課、危機管理課、関係課>

（ア） 基準に該当する登録事業者の登録

- ・町は、国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領に基づき、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。
- ・町は、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続に、適宜、協力する。

（イ） 接種体制の構築

町は、国の要請に基づき、特定接種の対象者に対し、集団的接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

イ 住民接種 <健康・スポーツ課、危機管理課、関係課>

町は、町内に居住する全住民を対象として、原則として集団的接種により実施する。

（ア） 住民接種体制の構築

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、全住民が速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
住民接種の円滑な実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

（イ） 住民接種の準備

町は、速やかに接種することができるよう、茅ヶ崎医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（5）医療<健康・スポーツ課、危機管理課、関係課>

町は、県が二次医療圏の圏域を単位として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 要援護者への支援<福祉課、高齢介護課、危機管理課、

健康・スポーツ課、関係課 >

町は、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者及び障がい者。以下同じ。）となる対象世帯を、あらかじめ把握しておく。

町は、県内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について検討しておく。

イ 火葬能力等の把握 <危機管理課、健康・スポーツ課、町民窓口課、関係課 >

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、県の調査に協力する。

ウ 対策物品の備蓄等 <危機管理課、健康・スポーツ課、関係課 >

町は、個人防護具（⇒用語解説P59）等の、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄や、施設及び設備の整備、点検を行う。（特措法第10条）

2 海外発生期

【状態】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内、町内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 県内、町内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

ア 実施体制の強化等

(ア) 寒川町新型インフルエンザ等対策会議

町は、次の場合に町対策会議を開催し、発生状況等の情報の把握や県の対応等について確認するとともに、町の対策の検討を行う。

- ・ 国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議又は決定がなされた場合。

(イ) 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

町対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、町連絡会議を開催する。

(ウ) 寒川町新型インフルエンザ等対策本部の設置

町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合は、直ちに町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への町の対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(エ) 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

(オ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報の収集・提供・共有**ア 情報収集<危機管理課、健康・スポーツ課>**

町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ 情報提供<危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、町民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内、町内で発生した場合に必要な対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。

ウ 情報共有<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口の設置<危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、県の要請を受け、町民からの一般的な問合せに対応するための相談窓口を設置し、国から配布されるQ&Aを参考にしながら適切な情報提供を行う。

また、相談窓口へ寄せられた問い合わせ内容を、各種媒体による次の情報提供時に反映するよう努める。

(3) 予防・まん延防止 <危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、高齢介護課、福祉課、産業振興課、学校教育課、消防本部予防課、関係課>

- ・町は、国及び県から発出される感染症危険情報を基に、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・町は、町民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・学校等においては、児童・生徒の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

(4) 予防接種

ア 特定接種 <健康・スポーツ課、危機管理課、総務課、関係課>

(ア) 国が基本的対処方針に基づき決定した、特殊接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、国及び県から情報収集を行う。

(イ) 町は、国及び県と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（特措法第28条）

イ 住民接種の準備<健康・スポーツ課、危機管理課、関係課>

町は、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施準備を行う。

ウ 情報提供 <健康・スポーツ課、危機管理課>

町は、県と連携し、特定接種及び住民接種の意義、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について、積極的な情報提供を行う。

(5) 医療 <健康・スポーツ課、関係課>

町は、県が設置する帰国者・接触相談センターの状況を把握し、発生国からの帰国者でインフルエンザ様症状を有する者は、同センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 要援護者への支援<危機管理課、健康・スポーツ課、福祉課、高齢介護課、関係課 >

町は、県内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について引き続き検討しておく。

イ 遺体の火葬・安置体制の確認<危機管理課、健康・スポーツ課、町民窓口課、関係課 >

(ア) 町は、多数遺体発生時には、県と連携し「神奈川広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう関係機関との連絡・協力体制を確認する。

(イ) 町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確保ができるよう準備するとともに、遺体の保存のため必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋の準備を行う。

ウ 対策物品の備蓄<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄するとともに、施設及び設備の整備、点検を継続して行う。

3 県内未発生期
【状態】 県内では 新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
【目的】 県内・町内発生に備えた体制の整備を行う。
【対策の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生・町内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・ 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。 ・ 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、町対策本部を設置し、県内・町内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

ア 実施体制の強化等

(ア) 寒川町新型インフルエンザ等対策本部

町は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに町対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

町対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、町連絡会議を開催する。

(ウ) 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の書簡区域ごとに、郡市医師会、地域医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、

要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1) 緊急事態宣言

- ・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- ・ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(2) 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による町対策本部を直ちに設置する。

※ 緊急事態宣言（特措法第32条）

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で

定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

（2）情報の収集・提供・共有

ア 情報収集＜危機管理課、健康・スポーツ課＞

町は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ 情報提供＜危機管理課、健康・スポーツ課、関係課＞

- ・町は、町民等に対して、国内外の発生状況、現在の対策、町内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有＜危機管理課、健康・スポーツ課、関係課＞

町は、県や関係機関等とのインターネットを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策方針の迅速な伝達と、現場の状況把握を行う。

また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口の体制充実・強化＜危機管理課、健康・スポーツ課＞

町は、国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、相談窓口で適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る。また、県が設置するコールセンター等（24時間体制など）の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

＜危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、福祉課、高齢介護課、 産業振興課、学校教育課、消防本部予防課、関係課＞

県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行の最盛期を遅らせることが重要であることから、町は、必要に応じて県が実施する次の要請や勧奨について、町民への周知等の協力をする。

- (ア) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- (イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請
- (ウ) 必要に応じて学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
- (エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策実施の要請
- (オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請

イ 学校等でのまん延防止対策＜学校教育課、関係課＞

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

(4) 予防接種

ア 特定接種＜健康・スポーツ課、危機管理課、総務課、関係課＞

町は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

イ 住民接種＜健康・スポーツ課、危機管理課＞

町は、海外発生期の対策を継続し、住民接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に関する情報収集及び実施準備を行う。

- (ア) 町は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、病原性の情報（重症化しやすい者等）を踏まえ、町民への接種に関する情報提供を行う。
- (イ) パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始する。

(ウ) 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康管理センター・公民館・学校などの公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する次の措置に協力する。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

(2) 住民接種

町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療 <健康・スポーツ課、関係課>

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者や接触者でインフルエンザ様症状を有するものは同センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ<危機管理課、産業振興課、健康・スポーツ課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに対し、適宜協力する。

**イ 要援護者への支援<危機管理課、健康・スポーツ課、福祉課、
高齡介護課、関係課 >**

町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ周知する。

町は、県内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について検討する。

ウ 遺体の火葬・安置体制の強化<危機管理課、健康・スポーツ課、町民窓口課>

町は、円滑な火葬が実施できるよう準備を進める。また、火葬能力を超えた場合に備え、臨時遺体安置所を確保する。

エ 対策物品の備蓄<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び備蓄の充実に努めるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備を整備する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、緊急事態宣言がされている場合には、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査及び監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜協力する。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実に努める。

4 県内発生早期

【状態】

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- ・ 町内発生に備えた体制の整備を行う。
- ・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。

【対策の考え方】

- ・ 町内発生に備え、 県内未発生期の対策を継続する。
- ・ 県が実施する対策に協力するとともに、発生した市町村の状況に応じて、町の実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 医療体制や感染対策について周知し、町民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- ・ 患者数が増加した場合は、国内の発生状況と県対策を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行が検討されることから、その情報を注視する。

(1) 実施体制<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

ア 実施体制の強化等

(ア) 寒川町新型インフルエンザ等対策本部

町は、県が県内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに町対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

町対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内感染に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的かつ迅速に推進するため、町連絡会議を開催する。

(ウ) 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】**(1) 緊急事態宣言**

県内未発生期の記載を参照

(2) 対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(2) 情報の収集・提供・共有**ア 情報収集<危機管理課、健康・スポーツ課>**

町は、国内、県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

イ 情報提供<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、**福祉課、高齢介護課、学校教育課、産業振興課、関係課>**

- ・ 町は、町民等に対して県内での発生状況、現在の対策、町内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。
- ・ 町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知

する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

エ 相談窓口の体制充実・強化 <危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し相談窓口で適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る。また、県が設置するコールセンター等（24時間体制など）の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策

<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、福祉課、高齢介護課、産業振興課、学校教育課、消防本部予防課、関係課>

町は、県が実施する次の要請や勧奨について協力するとともに、町民に対し周知する。

- (ア) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- (イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請
- (ウ) 必要に応じて、学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
- (エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策実施の要請
- (オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請

イ 学校等でのまん延防止対策<学校教育課、関係課>

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

(4) 予防接種

ア 特定接種<健康・スポーツ課、危機管理課、総務課、関係課>

町は、海外発生期又は県内未発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

イ 住民接種<健康・スポーツ課、危機管理課>

町は、県内未発生期に引き続き、住民接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に関する情報収集及び実施準備を行う。

(ア) 町は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、病原性の情報（重症化しやすい者等）を踏まえ、町民への接種に関する情報提供を行う。

(イ) パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始する。

(ウ) 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康管理センター・公民館・学校などの公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する措置について協力をする。

※県内未発生期の記載を参照

(2) 住民接種

※県内未発生期の記載を参照

(5) 医療<健康・スポーツ課、関係課>

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者でインフルエンザ様症状を有するものは同センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

イ 一般医療機関での診療体制把握

患者が増加してきた段階においては、県は国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体

制に移行することから、その動向を注視し、町民へ周知する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ<危機管理課、産業振興課、健康・スポーツ課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに対し、適宜協力する。

イ 要援護者への支援<福祉課、高齢介護課、関係課>

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

ウ 遺体の火葬・安置体制の強化<危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、火葬能力を超えた場合に備え、臨時遺体安置所を確保する。

エ 対策物品の備蓄<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び備蓄の充実に努めるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備の状態に留意する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

生活関連物資等の価格の安定等

※県内未発生期の記載を参照

5 県内感染期（感染拡大～まん延～減少）

【状態】

- ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- ・ 町内の発生状況等を勘案し、本町の実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行う。

（1）実施体制＜危機管理課、健康・スポーツ課、関係課＞

ア 実施体制の強化等

（ア）寒川町新型インフルエンザ等対策本部

町は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更・公示したときは、県の対策本部会議が開催され、対処方針等が決定するため、それに基づき、町も対策本部会議を開催し、町の行うべき対策等を決定する。また、関係各部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 寒川町新型インフルエンザ等連絡会議

町対策本部の指示を受け、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的かつ迅速に推進するため、町連絡会議を開催する。

(ウ) 地域医療体制対策会議

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町、消防等を構成員として設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

町は、県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

(1) 対策本部の設置

※県内未発生期の記載を参照

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

町が、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

(2) 情報の収集・提供・共有**ア 情報収集＜危機管理課、健康・スポーツ課＞**

町は、国内、県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

イ 情報提供＜危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、**福祉課、高齢介護課、学校教育課、産業振興課、関係課＞**

・町は、町民等に対して県内での発生状況、現在の対策、町内で発生した場合に

必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。

・町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

エ 相談窓口の体制充実・強化 <危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、引き続き相談窓口を運営し、適切な情報提供を行う。ただし、県の要請があった場合は、状況に応じて、充実・強化体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策

<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、福祉課、高齢介護課、産業振興課、学校教育課、消防本部予防課、関係課>

町は、県が実施する次の要請や勧奨について協力するとともに、町民に対し周知する。

- (ア) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- (イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請
- (ウ) 必要に応じて、学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
- (エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策実施の要請
- (オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請

イ 学校等でのまん延防止対策<学校教育課、関係課>

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

(4) 予防接種**住民接種<健康・スポーツ課、危機管理課>**

町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を引き続き進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき県の実施する次の措置について、町は協力して実施する。

ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

イ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

ウ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

オ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(2) 住民接種

町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療<健康・スポーツ課、関係課>

ア 帰国者・接触者相談センター等の中止の周知

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置の中止状況を確認し、それを町民に対し周知する。

イ 一般医療機関での診療体制把握

一般医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われることを把握する。

ウ 在宅で療養する患者への支援

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、町も臨時の医療施設を設置する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ<危機管理課、産業振興課、健康・スポーツ課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活

関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに対し、適宜協力する。

イ 要援護者への支援<福祉課、高齢介護課、関係課>

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

(1)生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- ・町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

(2)新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて実施する。

(3)埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

- ・町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、町は広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

6 小康期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の大流行はいったん終息し、患者の発生が減少して低い水準でとどまっている状態

【目的】 町民生活及び地域経済の回復を図り、第二波の流行に備える。

【対策の考え方】

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制<危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

ア 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、町対策本部の廃止

(ア) 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び対策を縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することになっているため、その動向に注意する。

(イ) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告することになっているため、その動向に注意する。(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める時も含む。)

(ウ) 寒川町新型インフルエンザ等対策本部の廃止

町は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされた時は、遅滞なく町対策本部を廃止する。

(エ) 寒川町新型インフルエンザ等対策会議

町は、必要に応じて、町対策会議を開催し、第二波の流行に備えるため、引き続き全庁一体となった対策を推進する。

(オ) 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。

(カ) 地域医療体制対策会議及び新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

町は、必要に応じて県が設置する地域医療体制対策会議及び市町村連絡会議に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対策について情報交換等を行う。

(2) 情報の収集・提供・共有**ア 情報収集<危機管理課、健康・スポーツ課>**

町は、第二波の流行に備えるため、引き続き、県からの情報提供や国際機関、国立感染症研究所等の発表を注視し新型インフルエンザ等発生状況や抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンに関する情報収集を行う。

イ 情報提供<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、**福祉課、高齢介護課、学校教育課、産業振興課、関係課>**

町は、引き続き、町民等に対して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、情報提供する。

ウ 情報共有 <危機管理課、健康・スポーツ課、関係課>

町は、第二波の流行に備えるため、県及び関係機関等との双方向の情報共有の体制を維持する。

エ 相談窓口の縮小<危機管理課、健康・スポーツ課>

町は、県の要請に応じ、状況を勘案しながら相談窓口の体制を縮小する。
また、県が設置するコールセンター等の縮小について周知を図る。

(3) 予防・まん延防止**<危機管理課、健康・スポーツ課、子ども青少年課、福祉課、高齢介護課、
学校教育課、産業振興課、消防本部予防課、関係課>**

町は、第二波の流行に備えるため、町民等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の、基本的な感染対策の普及を図る。
学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状

のある者の早期発見に努めるなど、第二波の流行に備える。

(4) 予防接種

住民接種<健康・スポーツ課、危機管理課>

町は、第二波の流行に備えるため、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は国及び県と連携し、第二波の流行に備えるため、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療<健康・スポーツ課、関係課>

ア 医療体制

県が新型インフルエンザの発生前の通常の医療体制に戻した場合は、その旨を町民に周知する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、町内の状況等を踏まえ、県内感染期に講じた対策を適宜縮小・中止する。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ<危機管理課、産業振興課、健康・スポーツ課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

イ 要援護者への支援<福祉課、高齢介護課、関係課>

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、国及び県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制＜危機管理課、健康・スポーツ課、産業振興課、環境課、関係課＞

(1) 体制強化

町は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副町長を議長とする町対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対策について協議し、決定する。

(2) 家きん（⇒用語解説 P58）等への防疫体制

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」に基づき対応する。

2 情報収集＜危機管理課、健康・スポーツ課、産業振興課、環境課＞

町は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を把握する。

3 情報提供・共有＜危機管理課、健康・スポーツ課、産業振興課、環境課＞

町は、県内・町内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、町民に対し、積極的な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

＜危機管理課、健康・スポーツ課、産業振興課、環境課、消防本部予防課、関係課＞

町は、県が行う調査及び対策について、必要に応じて協力する。

用語解説（五十音順）

◆インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖たんぱくの抗原性の違いにより亜型に分類される。

いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。

◆家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◆感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院
- 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

◆帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

◆帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◆个人防护具

飛沫などにさらされるリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（検査、診察、調査、外科的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

◆サーベイランス

…見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

◆指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外で、あらかじめ都道府県知事が指定するもの。

指定（地方）公共機関には、新型インフルエンザ等の対策に備えた業務計画の作成・報告・公表、必要物資・設備等の整備等の義務があり、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務についての対策実施及び実施にあたっての国等との連携・協力が求められる。

◆死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数をいう。

◆新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする、人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

◆新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され、世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年（2011年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

◆新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

◆積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

◆致命率

流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

◆鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

さらに、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

◆登録事業者

新型インフルエンザ等発生時に、医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。特定接種の対象となる。

◆濃厚接触者

確定患者、疑似症患者が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

① 世帯内接触者

確定患者、疑似症患者と同一住所に居住する者

② 医療関係者等

個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、確定患者、疑似症患者の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

③ 汚染物質への接触者

確定患者、疑似症患者由来の血液、体液、痰などの分泌物（汗を除く。）などに、必要な感染予防策なしで接触した者等

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（確定患者、疑似症患者）と接触があった者

◆発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスにさらされるリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

◆パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◆病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

◆ワクチン

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階において新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンで、現在、我が国では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

神奈川県高座郡寒川町
企画政策部危機管理課
健康子ども部健康・スポーツ課
〒253-0196 寒川町宮山 165
電話 0467-74-1111